

前回の主なご意見

②権利擁護の枠組み・機関

(1) 個別の権利救済の枠組み

論点

- 児童福祉審議会を活用した個別の権利救済の枠組みを構築するうえで、どのような課題があるか（対象児童の考え方、既存の仕組みとの関係など）。また、こうした個別の権利救済モデルを普及していくためにどのような対応が考えられるか。
- 個別の権利救済について、児童福祉審議会以外の権利擁護機関を活用することについてどう考えるか。
- 施設や児童相談所・一時保護所において、子どもから表明された意見を受け止め、反映していく仕組みを推進するためにどのような対応が考えられるか。

主なご意見

児相福祉審議会を活用する場合の課題と対応策

- 平成28年の専門委員会報告では、子どもの権利擁護は急ぐ必要があることから、まずは現行制度に存在する児福審を活用すると整理した。厚労省の枠を外れて子どもの権利擁護全体を担う機関をつくるとなると相当な時間を要することが危惧されていた。
- 現在の児童福祉審議会には、開催頻度が低く子どもから意見表明があったときに迅速に対応できない、子どもの権利に通じた専門家が確保されていない、事務局に児童相談所関係者がいるなど独立性が弱い、委員に施設関係者や里親などの利害関係者がいることもある、などの課題がある。
- まずは児福審を活用する仕組みからはじめるのがやりやすい。新たに権利擁護部会を作り、迅速性がある調査員を配置するなどの形を工夫してスタートし、段階的に改善するのが良い。
- 子ども自身が申し立てられる具体的な仕組みが必要ではないか。
- 対象範囲として、18歳未満で一度は保護されたあとに家庭復帰した子や、18歳以上の措置解除された子など、今はケアの下にない子をどう考えるか。一気に広げるのが難しいとすれば、児童相談所や市区町村が何らかの決定に関与した子どもを対象にしてもよいのではないか。
- 児相の決定に対する児福審のかかわりは裁判の上訴審のような構造になっていない中で、どのような活用方法とするのか整理する必要がある。
- 児福審モデルでは、アドボケイトと調査員が分かれているが、大阪府では、権利ノートのはがきを受理すると福祉専門職が施設に向いて当該児童に確認を取り、施設職員と話をしたり、権利侵害がある重大なケースの場合は周りの子どもたちにもヒアリングをしたりしている。
- 子どもから処分に関する不満が上がった際、児福審で権利救済をしようとする、行政不服審査の仕組みとの整理を考えなければならない。
- モデル事業を実施する中では、子どものニーズは迅速に意見を代弁して欲しいということがほとんど。調査員が全てに関与して調査・審議するプロセスには時間がかかるため、スピーディーな現場解決も必要。

児相福祉審議会以外の機関を活用する場合の課題と対応策

- 児福審以外でどのような機関であれば子どもの権利擁護を担うことができるか、具体的な内容まで議論して提示すべき。
- 児福審は児童相談所が措置をとる際、その内容と児童の意向が一致しない際に答申をする機関であるため、ゴーサインを出した機関と権利救済をする機関が同一というのは中立公平な判断を行うのが難しくなるのではないか。その意味で第三者機関が望ましい。
- 児福審の活用なのか、より広い権利救済機関なのかは、扱う事案の範囲にもよるのではないか。家庭にいる子ども、18歳以上などの対象範囲に照らし、児福審よりも一般的な権利救済機関が適切かどうかを考えていくのではないか。
- 川西市や世田谷区といった自治体の先行事例をモデルとして示していくこともできるのではないか。

両者の共通事項

- 児相や施設の現場職員は厳しい体制の中で日頃の業務に従事しており、そのことを考慮しないと現場職員から受け入れられにくくなる懸念がある。

(2) 監視・評価、啓発、政策提言の機能

論点

- 外部の目を導入する手法として、児童相談所、一時保護所や施設の第三者評価を如何に促進していくか。また、評価機関のあり方をどう考えるか。
- 自治体レベルのコミッショナー（個別の権利救済のほか、当該自治体の権利擁護状況の監視、政策提言、権利擁護に関する普及啓発等を担う）についてどう考えるか。
- 国レベルのコミッショナー（国全体の権利擁護状況の監視、政策提言、権利擁護に関する普及啓発等を担う）についてどう考えるか。

主なご意見

第三者評価について

- 子ども家庭福祉分野の全般に対して評価する機構を考えると相当の議論が必要。
- 専門性・資質を備えた評価者の養成・確保は課題。
- 自治体が評価者を選定するとお手盛りになる可能性があったり、施設の評価に関しては施設が評価機関を決めているところも多かったりするなど、評価者の独立性に疑問がある。評価の実効性を担保するため国がバックアップする評価機構が必要。
- 評価の軸として、子ども本人の評価は重要。施設側が権利擁護について「説明したか」どうかではなく、子どもがそれについて「説明を受けたと理解できたか」どうか重要。措置解除後の実態把握調査が行われているが、ケアを受けた人からのフィードバックがなされる仕組みも必要。
- インケア・経験者の多角的な視点から評価されるべきである。従来の施設の第三者評価では子ども達へのアンケート調査を取り入れているが、アンケート形式では回答できる層に限られてしまうことを懸念。
- 大阪府の一時保護所の第三者評価では、アンケートだけでなく幼児の声の聴き取りも行われている。自己評価での振り返りに加え第三者から意見をもらうことで現場の意識は変わったかなと感じる。

コミッショナー等について

- 国レベルのコミッショナーは、一つの流れを作るという意味でも、必要性だけでも本WTで提言すべき。
- 国レベルのコミッショナーは本WT・厚生労働省の枠を超えるところがあるが、国内人権機関という大きな枠組みの必要性を議論していかなければならないのではないかと。
- コミッショナーが何を監視し、何に基づき政策提言を行うかということを見ると、子どもの権利基本法などの実体法上の位置付けも必要になってくるのではないかと。
- 権利条約を批准していながら日本での具体化は遅れているのであるから、コミッショナーを後回しにすることなく、権利擁護とアドボケイト、両輪で進めていくべき。

その他

- まず権利があることを子どもに伝えなければいけない。そもそも権利を知らないと、権利侵害されていても気づけない。
- 社会的養育推進計画の中の権利擁護の取組の記載についても、里親委託率などと同様レーダーチャートで見える化してほしい。